

公共交通事故に係る被害者等支援計画の策定について

日頃は、弊社バスをご利用いただき、誠にありがとうございます。
この度、交通安全対策基本法に基づく交通安全基本計画・交通安全業務計画、及び災害対策基本法に基づく防災基本計画・防災業務計画に基づき、大規模な事故等の発生時に国等との連携の下、被害者等への支援体制・内容等を定めることを目的とし、国土交通省が平成 25 年 3 月策定・公表した「公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドライン」に則り、弊社の「被害者等支援計画」を策定しました。

被害者等支援計画

高知高陵交通株式会社

被害者等支援計画

改定番号	改定日	改定頁	改定事由	改定者	承認者
-1	R2/11/01	前頁	新規作成	川上	戸田

目次

1. 目的	3
2. 被害者等支援の基本方針	3
3. 被害者等支援の基本的な実施内容	3
4. 被害者等支援の基本的な実施体制	5

1. 目的

この被害者等支援計画は、「公共交通事業者による被害者支援計画作成ガイドライン」(国土交通省平成 25 年 3 月 29 日)に則り、大規模な事故・災害(以下、「事故等」という)が発生した場合に、「被害に遭われた方々、及びそのご家族」に迅速かつ的確に支援を行う事を目的とする。

2. 被害者等支援の基本的方針

(1) 安全の確保に対する基本的な考え方

安全の確保は経営の根幹であると同時に輸送業務の最大の使命であり、全てに優先する最重要課題です。当社では「安全管理規程」により、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、輸送の安全性向上を図ることとしています。

しかし、万一人命にかかわる重大な事故等が発生した場合は、被害の拡大を防ぎ、人命救助を最優先として行動します。また、可能な限り速やかに事故等の被害に遭われた方々、及びそのご家族に寄り添い、ご要望に誠実に対応し、支援してまいります。

以上の基本的な方針に基づき、被害に遭われた方々、及びそのご家族への支援について、次のとおり被害者等支援計画を策定し、実施します。

(2) 被害者等への支援に関する基本的な姿勢

お客さまの死傷を伴う事故や災害等の発生直後に、本社に対策本部を設置し、人命救助を最優先にお客さまの救護にあたります。

被害に遭われた方々、及びそのご家族からのお問い合わせに対しては、専用の窓口を設置し、継続的に情報提供を行ってまいります。

また、事故現場や医療機関等においても、被害に遭われた方々、及びそのご家族に対する支援を行うほか、心身面への継続的な支援も行なってまいります。

3. 被害者等支援の基本的な実施内容

(1) 情報提供

① 事故状況のご家族への伝達

本社に対策本部を設置するとともに、被害に遭われた方々のご家族からの問い合わせに対応する専用の窓口を設け、その窓口を速やかに広くお知らせします。

被害者の情報収集にあたっては、関係省庁や自治体と連携して、警察・消

防や被害者の搬送先医療機関等から可能な限り情報を収集し、被害に遭われた方々のご家族に提供するよう努めます。

また、報道等により、被害に遭われた方の氏名等が公表されている場合でも、当社からそのご家族へ直接ご連絡するよう努めます。

② 乗客情報、及び安否情報の取り扱い

被害に遭われた方々のご家族、又は職場の関係者等であると確認できる場合には、可能な限り情報提供を行います。ただし、被害に遭われた方々のご家族からの情報の非公表の申し出があった場合は、その意思を尊重した対応を行います。

なお、被害に遭われた方に関する情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の趣旨を踏まえた上で適切に取り扱います。

③ 被害者等への継続的情報提供

事故に関する情報や原因、再発防止策等については、当社ホームページ等により継続的に情報提供してまいります。

(2) 事故現場等における対応

① 事故現場、待機地点等への案内

被害に遭われた方々のご家族が事故現場等に移動、滞在する場合、その移動や宿泊等について、可能な限りの人員を配置し、必要な支援を行います。

② 滞在中の支援

事故発生直後において、被害に遭われた方々のご家族が事故現場で情報収集等の活動をされる場合、そのご要望に誠実に対応し、安否確認の付き添い、待機場所、食料、飲料、宿泊場所等の支援を行います。

(3) 継続的な対応

① 被害者等からの相談受付体制

被害に遭われた方々、及びそのご家族からの相談への対応や必要な支援等については、専用窓口を中心として継続的に行います。

② 被害者等に対するサポート

被害に遭われた方々、及びそのご家族のご要望を尊重しながら、必要な支援等を行います。

また、心のケア等、専門家が行うことが望ましい支援については、行政や

医療機関等の専門家と連携しながら誠実に対応します。

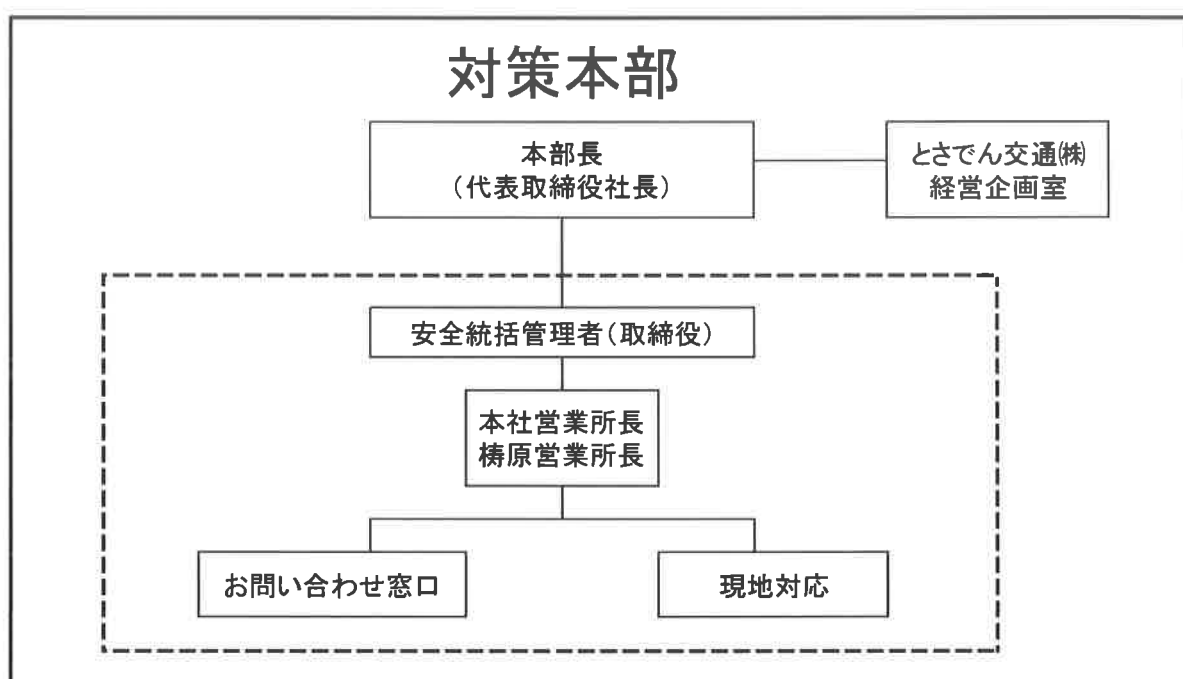
4. 被害者等支援の基本的な実施体制

(1) 体制の確立

大規模な事故が発生した場合に備え、被害者等に対し、速やかに適切な支援が行えるよう、必要な体制を整備してまいります。

また、事故の被害や規模に応じ、専門部署を配置して担当者を配置する等、継続的に対応する体制を整備いたします。

【事故発生直後の体制図】



※継続的な対応に関する体制は、事故の規模に応じた体制を整備します。

(2) 研修・教育・訓練等

被害に遭われた方々、及びそのご家族への支援を適切に行うために社員に対して必要な教育、研修、訓練等を計画的に実施します。

また、安全についての社員全体の意識の向上を図るため、被害者等への支援の意義などについて、教育を実施します。

附則

この支援計画は、令和2年11月1日より実施する。